

公表のあり方について

1 公表(開示)に当たっての基本的考え方

ゆりかごの利用状況に関しては、多くの人々による社会的検証の必要があることから、可能な限り公表することが望ましい。

2 公表(開示)の対象としないもの

熊本市情報公開条例により開示してはならないとされているもの。

- (1) 熊本市情報公開条例 7 条第 2 号に規定する、特定の個人が識別されうる情報等

(児童福祉法の理念に基づき、また子どもの人権とプライバシーを守るため、「特定の個人が識別されうる情報」の範囲の検討は十分慎重に行う。)

- (2) 熊本市情報公開条例 7 条 7 号に規定する、国等との間における協議等に基づいて市長が取得した情報であって、開示することにより国等との協力関係又は信頼関係が著しく損なわれると認められるもの。

- (3) 熊本市情報公開条例 7 条 3 号のイに規定する、法人に関する情報であって、市長からの要請を受けて公にしないとの約束の下に任意に提供された情報で、その公にしない理由が合理的であると認められるもの。

3 公表(開示)の対象期間

専門部会に報告され審議・確認が行われた平成 20 年度の事例件数を公表の対象とする。

なお、件数の整理上、基準日については、平成 21 年 3 月 31 日とする。

(参考)

○ 特定の個人が識別されうる情報等について

熊本市情報公開条例（抄）

（不開示情報）

第7条 次に掲げる情報は、開示してはならない。

(2) 個人に関する情報であつて、特定の個人が識別され、又は他の情報と照合することにより識別され得るもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令等の規定により、何人も閲覧することができる情報

イ 実施機関が作成し、又は取得した情報で、公表することを目的としているもの

ウ 氏名その他特定の個人が識別され得る情報の部分を除くことにより、開示しても、この号の規定により保護される個人の利益が害されるおそれがないと認められることとなる情報

エ 略

オ 人の生命、身体、健康、財産又は生活を保護するため、開示することがより必要であると認められる情報

○ 県（県中央児童相談所を含む、以下同）から提供を受けた情報について

熊本市情報公開条例（抄）

（不開示情報）

第7条 次に掲げる情報は、開示してはならない。

(7) 国等との間における協議等に基づいて市長が取得した情報であつて、開示することにより国等との協力関係又は信頼関係が著しく損なわれると認められるもの。

○ 設置者（慈恵病院）から提供を受けた情報について

熊本市情報公開条例（抄）

（不開示情報）

第7条 次に掲げる情報は、開示してはならない。

(3) 法人に関する情報であつて、次に掲げるもの。

イ 市長からの要請を受けて、公にしないとの約束の下に、任意に提供されたもので、当該約束の締結が状況に照らして合理的であると認められるもの

（参考：情報を提供した法人が、「当該統計数値または運営状況を公表することにより、事業の円滑な運営（子供の安全の確保等）に支障を及ぼす恐れがある」とした場合、その具体的理由が明らかに合理的でないと判断される時以外は、市は当該情報開示してはならない。）